

児童発達支援センターの地域支援について

資料3

- 本検討会におけるこれまでの議論では、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援及び障害児相談支援の実施を義務づけることについてはおおむね異論は出ていないが、具合的にどのような形にするか。

<論点>

(1) 保育所等訪問支援の実施義務化の具体的な形態について

- ※ 福祉型と医療型での区別の可否、予算事業である「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備事業」などを受託している場合の評価

(2) 障害児相談支援の実施義務化等について

- ※ 福祉型と医療型での区別の可否、上記(1)の予算事業を受託している場合の評価

(3) 上記を義務化した場合の未実施センターについて

- ※ 現時点ではセンターのうち指定を受けているのは福祉型センターでも約半分であることをどのように考えるか
- ※ 地域支援体制の整備を個別給付の報酬により評価することの可否をどのように考えるか

(4) 上記の他、地域支援機能として求められるものは何か

- ※ 人材育成、広報啓発等について明確な義務付けを行うかどうか 等